

令和 3 年 1 月 15 日

令和 3 年登米市議会定例会 1 月招集議会 議案

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
報 告 第 1 号	損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告について	5
議 案 第 1 号	令和2年度登米市一般会計補正予算（第9号）	別冊
議 案 第 2 号	登米市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	6

報告第1号

損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年1月15日提出

登米市長 熊谷盛廣

区分	専決処分年月日	事故の概要	損害賠償額 和解内容
交通事故	令和2年12月14日	令和元年10月28日、職員の運転する公用車が、登米市登米町大字日根牛峯畑25番地西方200メートル、国道342号線上で、津山方面に向かって自転車を押して歩いていた相手方に接触し、全身打撲及び高エネルギー外傷を負わせたもの。	304,024円 その余の請求を放棄

議案第 2 号

登米市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する 条例について

登米市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成24年登米市条例第41号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 3 年 1 月 15 日 提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

登米市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成24年登米市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号を次のように改める。

(1) 防疫等作業手当

第 3 条の見出しを「（防疫等作業手当）」に改め、同条第 1 項中「防疫作業手当」を「防疫等作業手当」に改め、同項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 感染症の患者を病院等に移送する作業

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び 2 項を加える。

（防疫等作業手当の特例）

2 防疫等作業手当は、第 3 条第 1 項に規定する場合のほか、当分の間、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。

(1) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）又はその疑いのある患者に接して行う作業

(2) 新型コロナウイルス感染症の病原体の付着した物件又は付着の疑いのある物件を処理する作業

3 前項の手当の額は、作業に従事した日 1 日につき 3,000 円（その作業が著しく危険であるとして規則で定めるものに従事した場合にあっては、4,000 円）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の登米市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和２年２月26日から適用する。